

ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員会会議傍聴要領

1 傍聴をする場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、受付で氏名及び住所を記入し、審議会会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 次項の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。(水分補給程度は可とする)
- (5) はち巻、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会会長が特別の理由により承認した行為は、この限りでない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。